

おわりに

今回の「公社等の業務改善に係る意見・提言」については、県により設置された「青森県公社等業務改善検討専門家会議」において、3回の会議を経て検討した結果を取りまとめたものであり、時間的な制約等から各論において十分に議論を尽くしたとは言い難い部分もある。

また、公社等の業務改善に係る提言については、これまですでに、「青森県公社等経営対策委員会」においての提言をはじめ、多くの議論がなされてきたところであり、それらと関連、重複する点もあるが、本意見・提言は、現時点での社会の状況・背景を踏まえて、各メンバーがそれぞれの問題意識から率直な意見交換を行い、議論を重ねて得た結果であり、今後の公社等の業務改善にとって意義のあるものと考えている。

特に、今回の県住宅供給公社の横領事件が公社等運営の在り方に投げかけている最も重要な問題は、公社等の内部統制の不備であり、実質経営責任の不在の問題である。公社等の内部統制を整備し、経営責任の明確化を図ることは、業務執行管理体制強化の要とも言うべきものであり、公社等の運営改善において喫緊の課題として、早急に取り組みされるよう望むものである。

また、これまでの提言と重複するものについては、時々状況を超えて公社等の課題として重要なものと考えられ、現在の公社等の置かれた状況等を考えれば、早期に実現されるべく、各公社等及び各所管部局等においてより一層の努力が望まれるところである。

なお、提言内容の実施状況については、今後数年間にわたり、公開することが望まれる。